

(様式第16号)

軽微な農地改良の届出書

平成 年 月 日

南房総市農業委員会会長 様

住所
土地所有者 氏名

下記のとおり農地への盛土等を実施したいので届出をします。

本工事に当たっては、建設残土等は使用しません。

なお、工事完了後は の作付けを行います。

記

工事施工者	住所	TEL				
	氏名(名称)					
関係土地	土地の所在					
	大字	字	地番	地目	面積	土地の利用状況
耕作者	住所					
	氏名					
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで					
必要経費						
盛土等の高さ						
搬入土砂等の取得先						
隣接農地への 被害防除方法						

添付書類：搬入土砂等の取得先との契約書（写）、請負契約書（写）
（地形・構造等が複雑である場合は、工事の詳細図）

『軽微な農地改良』の届出について

農地を改良するため、農地所有者（耕作者）が農地の埋立て・盛土を行う場合は、所定の書類により1ヶ月前までに農業委員会に届出をする必要があります。

1. 軽微な農地改良

農地の所有者（耕作者）自らが従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、軽微な農地の改良を行うものです。

また、次の要件を全て満たすものを軽微な農地改良とみなします。それ以外のものについては、一時転用許可が必要な農地造成行為になります。

- 1) 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- 2) 盛土行為に伴い、赤道や青道の構造等を変更することとなる等、他法令の許認可等を要するものでないこと。
- 3) 工事に要する期間（工事着手から耕作可能な状態の農地への復元が完了するまでの期間）が3ヶ月以内であること。

※「従前の作土と同等以上の土砂等」とは、自然に存在する地山を掘削したことによって得られた山砂、山土砂、搬出元が明らかな畑土等です。

建設残土等を使用する場合は、一時転用許可が必要な農地造成行為になります。

2. 提出書類

- ①軽微な農地改良の届出書（様式第16号）
- ②搬入土砂等の取得先との契約書（写）
- ③工事請負契約書（写）
- ④土地登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑤公図の写し
- ⑥位置図
- ⑦土砂搬入元図
- ⑧その他農業委員会が必要と認める書類

3. 届出から事業着手

農業委員会に届出をするのと同時に、環境保全課に『小規模埋立て等適用除外届出書』を提出していただきます。

※事業面積が500㎡未満の場合は、小規模埋立て等適用除外届出書は不要になります。